

## 小郡市監査委員公表第11号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和8年4月13日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 後藤 理恵

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和8年3月3日から令和8年3月26日まで
- 2 監査対象 環境経済部 生活環境課
- 3 監査範囲 令和6年度の財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。  
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金支出事務及び契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

#### 第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

## 1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

### （1）緊急修繕工事について適正な事務処理を求めるもの

下記の契約において、緊急修繕工事として、特命随意契約（1社）により実施しているが、年度末の3月に同じ工期、同じ業者で実施しており、通常の修繕工事として随意契約（3社見積り）により実施すべきであったと見受けられる。また、契約業者から緊急修繕工事請書を徴していなかった。

緊急修繕工事は、緊急を要し、現状を回復する内容の工事である。内容に応じて適正な工事の区分を設定し、契約事務を行われたい。また、緊急修繕工事においては、契約業者から緊急修繕工事請書を徴することとなっている。適正な事務処理を行われたい。

- ・河北苑控室木製吊り戸修繕工事
- ・河北苑授乳室ドア改修工事
- ・河北苑駐車場ライン上書き工事

## 2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

### （1）文書事務（1件）

- ・文書管理が適正でないもの

### （2）徴収事務（1件）

- ・行政財産使用許可にかかる収入が適正に徴収されていないもの

### （3）契約事務（4件）

- ・契約書に記載されている書類が提出されていないもの
- ・予定価格の決定が適正でないもの
- ・契約書に不備があるもの
- ・請書に不備があるもの

### （4）物品管理事務（1件）

- ・公用車の使用手続が適正でないもの

監査委員指摘事項及び事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。